

—第1章—

**地域新エネルギービジョン
策定に関する基本的事項**

1. 1 地域新エネルギー・ビジョン策定の背景

1. 1. 1 エネルギー・地球環境問題の内外動向と地域新エネルギー・ビジョン

1997年12月に京都で開かれたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）の目標を踏まえ、わが国も、温室効果ガスについて「2008年から2012年までの期間において1990年の水準から6%削減する」ことを約束しました。京都議定書の発効を受け、2005年4月28日に「京都議定書目標達成計画」（以下「達成計画」という）が閣議決定されました。達成計画は、「地球温暖化対策推進大綱」を引き継ぐものとして、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた国の対策・施策を明らかにし、これに基づき地球温暖化防止に向けて取り組みを強化しようとしています。

2005年に立ち上がった「クリーン開発と気候に対するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」ではエネルギー需要、気候変動問題等への対応を目指し、日本、米国、オーストラリア、中国、インド及び韓国の6ヶ国が参加しており、1992年5月国連総会で採択された「気候変動枠組条約」と整合しているほか、京都議定書を代替するものではなく、これを補完するものと位置づけています。京都議定書に批准していない米国、オーストラリア（2007年に批准）及び摘用対象外の中国、インドが参加しており、これら6ヶ国の温室効果ガスの排出量は全世界の50%を超えていたため、このパートナーシップの意義は大きいと言われています。

また、2006年9月にフィンランドのヘルシンキで開催されたアジア欧州会合（ASEM）第6回首脳会合では、討議内容を総括した「議長声明」、「ASEMの将来に関するヘルシンキ宣言」、「気候変動に関するASEM6宣言」の3文書を採択しました。3つの採択文書のうち「気候変動に関するASEM6宣言」では、『京都議定書の約束期間とそれ以降の約束期間との間に空白が生じさせないように国際協調が必要である。』『京都メカニズム改革などを進め、解決のための技術・投資が活用できるようにする。』『洪水、干ばつ、海面上昇に伴う堤防建設など気候変動による影響への対応策を支援する国際協力を促進させるとともに、森林、海洋、生態系の持続的管理を進め、気候変動政策を補完する。』『ASEM諸国 の関係閣僚が気候変動に関する対話を継続するよう促す。』等の内容が盛り込まれました。

さらに、2007年12月3日から14日まで、インドネシアのバリ島で国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）、及び京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）が開催されました。この中で、2012年で期限が切れる京都議定書に続く新たな温暖化対策の枠組みをどのようにつくっていくのか、その道筋を示す「バリ・ロードマップ（行程表）」が合意されました。「バリ・ロードマップ」では、先進国のさらなる約束に関する作業部会に加え、途上国を含めたすべての国が参加する新たな作業部会を条約のもとで設置し、温暖化の緩和（温室効果ガスの削減、抑制）、温暖化への適応、そのための技術開発や移転、投資資金のあり方などを盛り込んだ新たなスキーム（枠組み）を2009年までに採択することになりました。このように、今年開催される洞爺湖サミットでの最重要課題に

なると思われる「地球温暖化対策、ポスト京都議定書」に向けて新たな動きも出てきており、地球環境問題は世界的なテーマとして意識が高まりつつあります。

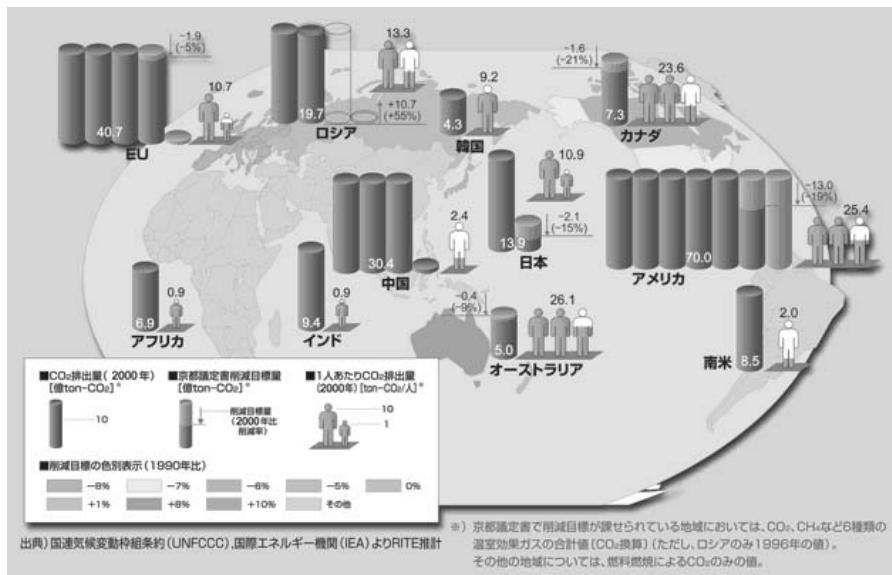


図1.1-1 世界各国のCO₂排出量

(出典 地球環境産業技術研究機構)

このように、世界的な枠組みにおける声明及び宣言において気候変動や環境保全に関する内容が中心となっている状況の中、新エネルギーはその導入によりエネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応が図れることから、積極的な導入が必要とされています。加えて、昨今の原油価格の高騰に伴う様々な石油製品の値上がりから、経済的な面からも新エネルギー等の活用やエネルギー消費の節約、省電力機器の導入やエネルギー効率の高い設備の導入等、省エネルギー活動を推進することで石油をはじめとする化石燃料の使用量を少しでも減らすことができます。新エネルギーは地域特性を反映した資源循環型社会の構築に、太陽光、風力やバイオマスなどといった自然エネルギーの利用が必要ですが、いまだ十分に利用されているとはいえない状況です。自然エネルギーの開発利用はその地域特性を十分に活かすことにより、エネルギー源を確保し地球温暖化防止に役立つこと、独立電源の確保といった防災上優れた機能があること、加えて地域の環境教育にも貢献できるというメリットがあります。自然エネルギー導入に際しては、国の施策に頼るだけではなく、地域が自ら考えその役割を十分認識し取り組むことが必要であり、その意味においては、自治体が率先して新エネルギーを導入することが求められています。のことより、「地域新エネルギービジョン策定等事業」は、地域特性にあった新エネルギー導入における計画づくりのために設けられた支援事業であり、計画策定により新エネルギー関連産業の創出、育成といった効果も期待されるものです。

さて、平成 17 年 1 月に旧松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の 1 市 4 町が合併し、新「松阪市」が誕生しました。新しい松阪市は、豊かな自然とこれまで築いてきた多様な個性を大切にし、合併によって更なる発展を遂げていく中で、地球温暖化に深刻な影響を与えることの少ない、太陽光発電、風力発電やバイオマスといった『新エネルギー』の導入を積極的に進め、地域の活性化はもとより、地球環境問題に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。

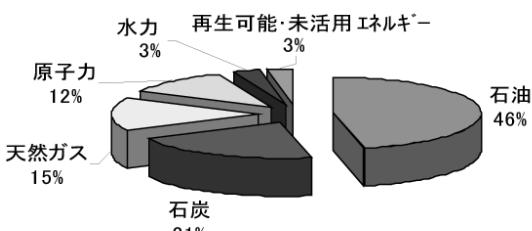
このことにより、エネルギー・地球環境問題の内外動向を踏まえるとともに、市域における地域資源の賦存量や利用方法などを調査し、新エネルギーの利用促進等基本的な方向を示し、新エネルギーを効果的に導入するための指針として、「松阪市地域新エネルギービジョン」を策定します。

なお、本調査は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の平成 19 年度「地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業」の補助により実施するものです。

1. 1. 2 エネルギー問題

世界のエネルギー消費量は着実に増え続けています。その内のほぼ半分を占めるのは北米・欧州を中心とする OECD（経済協力開発機構）加盟国ですが、増加率で見ると、安定傾向にあります。一方、中国やその他のアジア諸国、中東諸国などでは、人口増加と工業化の進展などから依然として大幅な増加が続いているおり、今後もこれらの国々を中心として世界のエネルギー消費量は、ますます増えていくものと思われます。一方、エネルギー資源を現状のまま消費した場合においても、21 世紀中には石炭を除くエネルギー資源は枯渇してしまうことが懸念されています。

また、わが国はエネルギー資源の 80% 近くを外国からの輸入に依存しており、最近では原油価格の高騰により、我々の生活にも少なからず影響を及ぼしています。このように、エネルギー基盤の脆弱なわが国に、長期的に利用できる新たなエネルギー源の確保とエネルギー自給率の向上が求められています。



日本のエネルギー供給 (2005)



主要エネルギー資源の推定埋蔵量 (可採年)

(出典、参考 資源エネルギー庁)

1. 1. 3 新エネルギーとは

わたしたちのまわりに存在している太陽光や風、草木、廃棄物などは全てエネルギーを持っています。これらは、普段わたしたちの身近に存在しているながら、目を向けられることが少なかったエネルギー源です。地球温暖化などの環境悪化が懸念される今、温暖化を加速させる化石燃料（ガソリン、灯油等）の代替燃料として、太陽光や風力、草木などが持つエネルギーの利活用が注目されています。太陽光や風力、草木由来のエネルギーは、化石燃料と比べて使用時の温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）や有害物質の排出量が少なく、また、使っても再生する（草木）、または無尽蔵に存在する（太陽光・風力）など優れた特徴を持っています。このような理由から、太陽光や風力、草木などは今までのエネルギーに変わる新しいエネルギーとして『新エネルギー』と呼ばれています。

以下に、新エネルギー等の分類を示します。新エネルギーは、エネルギー源の性質によって、「従来型エネルギーの新利用形態」と「再生可能エネルギー（自然エネルギーとリサイクルエネルギー）」の二つに大別されます。

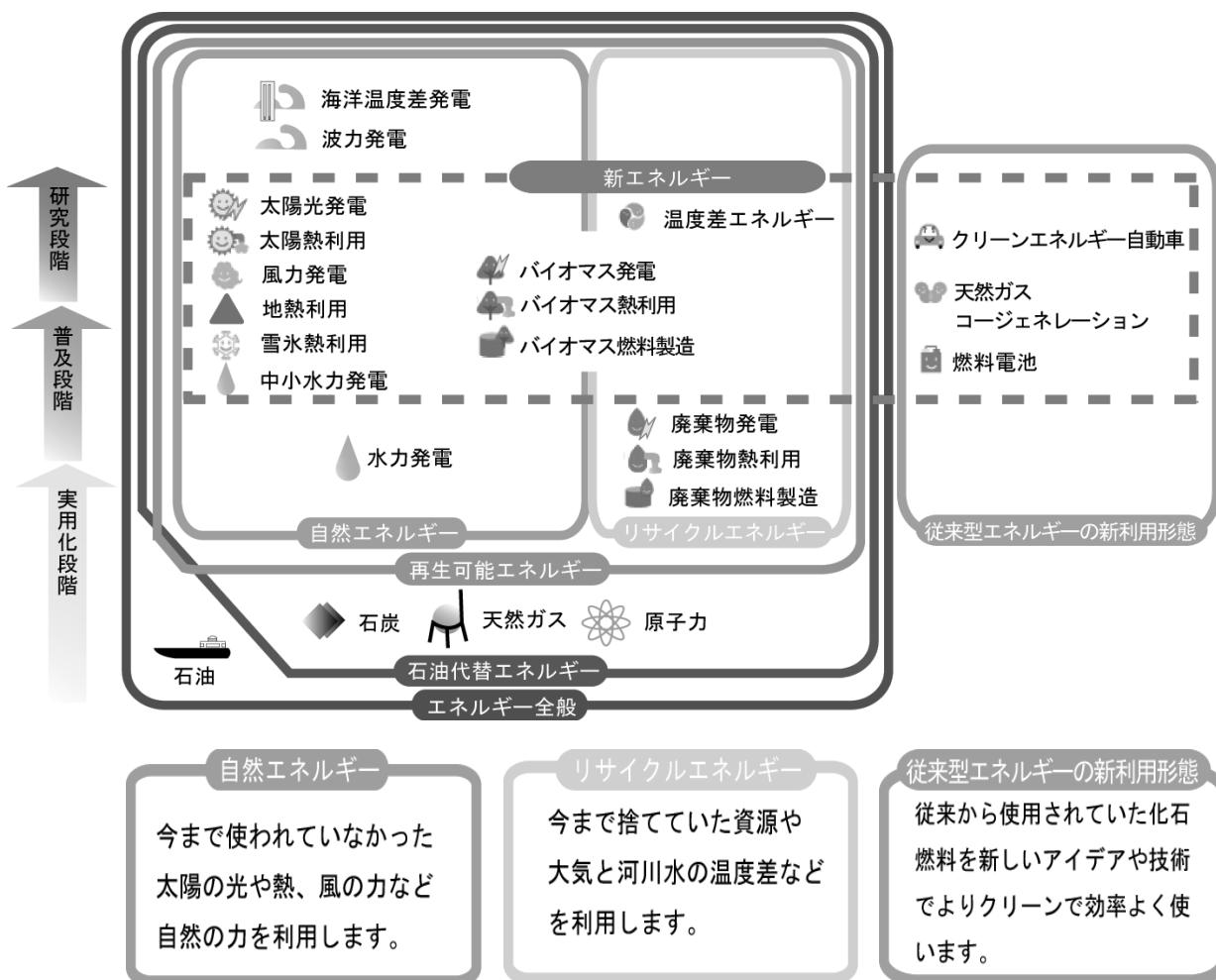


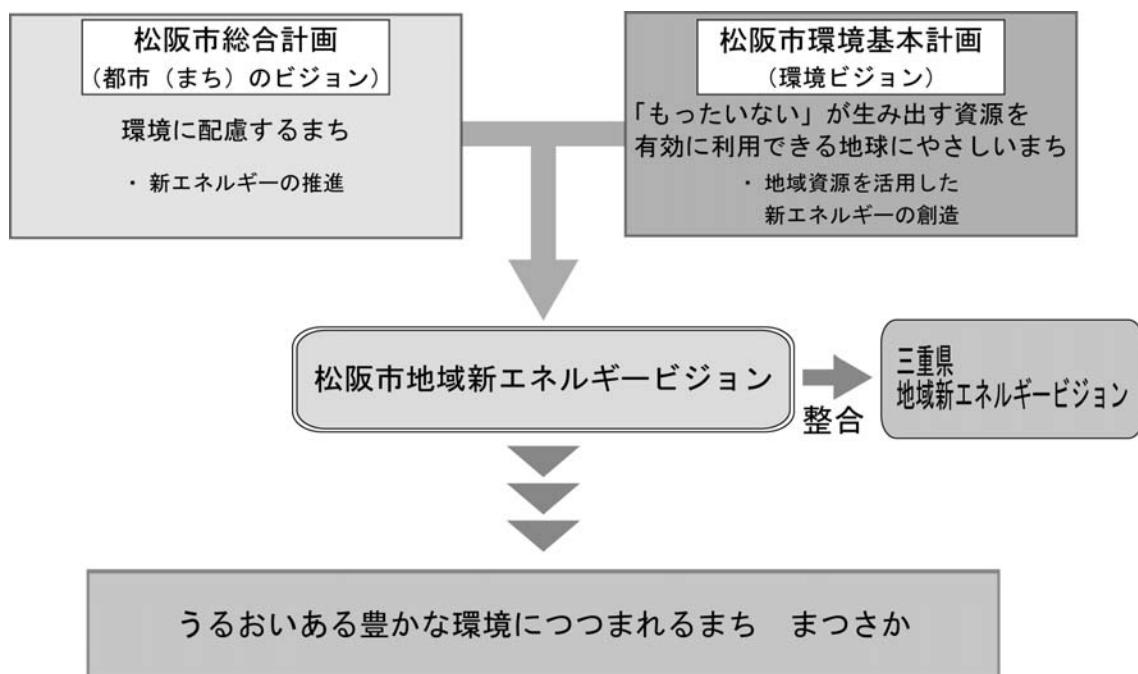
図 1.1-2 新エネルギー等の分類

1. 2 地域新エネルギービジョンの位置づけ

新エネルギーについては、松阪市総合計画に示されている「環境に配慮するまちづくり」の中で、新エネルギーの推進を掲げています。また、松阪市環境基本計画においても「循環型地域社会の構築と地球環境の保全」を基本目標に掲げ、新エネルギーの推進を謳っています。松阪市地域新エネルギービジョンは、これらの上位計画に基づき策定されるものです。

また、本計画を策定するにあたっては、すでに策定されている「三重県地域新エネルギービジョン」と整合性を図るとともに、新エネルギー導入にかかる事業構想あるいは事業計画と連携を図り策定するものとします。

本ビジョンに示された取り組みは、松阪市がめざすべき環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をより効果的に実現するために基本計画と関連づけて展開することとします。



先の他計画との位置づけを踏まえ、新エネルギーの利活用を通じて本市のめざすべき環境像をより効果的に実現するため、次の4つの事項に配慮し計画を展開します。

(1) 地域特性を考慮した新エネルギーの利活用

松阪市の自然環境、人口分布、産業構造などの地域特性を分析し、新エネルギー賦存量を推定するとともに、現在の技術で利用可能な新エネルギーの量を推定します。

その上で、未利用なエネルギー資源をどの分野でどのように活用していくかの基本的な方向を定めます。

(2) 市民等の積極的参加

新エネルギービジョンに示された取り組みをより効果的に実現するため、市民や市民団体、事業者をはじめとする各主体の積極的な参加・協力を得ることができるような方向性を示します。

(3) 各種助成制度の積極的活用による新エネルギー導入

新エネルギーの導入にあたっては、地域新エネルギー導入促進事業など、新エネルギー導入に関する関連施策や助成制度を積極的に活用することが必要となります。

さらに、経済産業省関連以外の助成制度もあわせて活用することも視野に入れ、新エネルギー導入に関する支援制度としてまとめます。

(4) 省エネルギーの促進

地球環境問題を考えたとき、新エネルギーの導入による化石燃料からの脱却やエネルギーの有効活用ということも重要なテーマですが、即効性と確実な効果を得られる方法として省エネルギーへの取り組みも必要です。このことより、新エネルギー導入とあわせ、省エネルギーの促進も図ります。

